

**東成区の地域福祉を推進する事業、福祉ボランティア活動に
取り組むグループを支援します。**

令和2年度 東成区善意銀行・東成区地域福祉推進基金による

「地域福祉活動推進支援助成事業」のごあんない

大阪市東成区社会福祉協議会では、区民や団体、企業のみなさまからの善意銀行への預託金（寄付）と地域福祉推進基金の預金利息を活用し、地域福祉の推進を目的に、さまざまな区民の参加を得て取り組まれる事業、ならびに地域や社会福祉施設で行われる主に高齢者・障がい者・児童を対象に活動する福祉ボランティアグループを支援していくため「地域福祉活動推進支援助成事業」を実施します。

1 助成金額

1件 3万円以内 （総額 60万円）

2 助成対象

- ① 法人格を有さない（NPO法人を除く。）福祉関連団体が実施する東成区での地域福祉の推進を目的に、区民の参加・参画により実施する事業の実施経費
- ② 地域や社会福祉施設で行われる主に高齢者・障がい者・児童を対象に活動する、5人以上により構成される福祉ボランティアグループの活動経費

※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・ 宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
- ・ 暴力団もしくはその統制下にあるもの
- ・ 地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの
- ・ 団体予算が500万円を超えているもの

3 助成対象となる事業および活動

次の各号に該当する事業および活動を支援します。

- ① 高齢者の支援を目的とする事業および活動
- ② 障がい者の支援を目的とする事業および活動
- ③ 児童・青少年への支援を目的とする事業および活動
- ④ 子育て中の親への支援を目的とする事業および活動
- ⑤ 外国籍の方への支援を目的とする事業および活動
- ⑥ その他社会的に援護を必要とする方の支援を目的とする事業および活動

4 助成対象となる経費

次に該当する経費が助成対象となります。

費目	①地域福祉推進事業経費	②福祉ボランティアグループ活動経費
消耗品費	事務用品・日用品費	事務用品・日用品費
印刷製本費	事業実施に必要な資料の印刷経費	グループの運営や事業実施に必要な印刷経費
通信運搬費	郵送料、講師等交通費	活動に必要な郵送料、交通費等
報償費	研修会の講師謝礼、視察研修謝礼	ボランティア養成講座等の講師謝礼
使用料	会議室・バス等の借り上げ料等	活動場所の使用にかかる経費等
保険料	事業の実施に必要な損害保険料	事業の実施、ボランティア活動にかかる保険料
備品購入経費		活動に必要な備品（1万円以上）購入経費

※ この助成金はいかなる場合でも飲食費、職員費に使用することはできません。ただし、事業実施に必要な食材料費の購入にかかる経費には使用できます。

※ 活動場所の設備品の購入や修繕にかかる経費については使用できません。

※ 他の団体の助成金を受けているグループは、この事業に申請できません。

5 申し込み方法

地域福祉活動推進支援助成事業申請書（様式1）に①会則または規約、②役員名簿または会員名簿、③助成事業実施計画書および及び予算書（様式2）を添付し、東成区社会福祉協議会窓口までお申込みください。

6 申し込み期間

令和2年4月1日（水）～17日（金）必着

7 選考審査方法

申請書類に基づき、善意銀行運営委員会並びに地域福祉推進基金運営委員会において、その内容を審査し、助成先と助成金額を決定します。

8 決定通知

選考結果については、文書で通知します。（5月下旬予定）

※ 助成金については、6月末までに振込予定。詳しくは助成金交付決定団体に郵送でお知らせします。

9 留意事項

- (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更ある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由なく申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。
- (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。

【申込み・お問合せ先】社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
〒537-0013 大阪市東成区大今里南3丁目11番2号 TEL06-6977-7031
ホームページアドレス <http://www.higasinarikushakyo.jp>